

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の 点検および確認について(第 47 回)

2015 年 12 月 21 日

本日(12月21日)、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事^{※1}について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

本日の点検において、循環水系^{※2}からタービン建屋内への溢水防止対策(隔離機能の追加)、低耐震クラス機器の耐震補強工事および防波壁の設置工事について点検を受けました。

静岡県から、「発電所にとって、冷却水は不可欠なものである。一方で溢水が発生した場合は、多数設置されている電気設備に冷却水が影響を与える可能性がある。このため、溢水防止対策は重要な対策であると考えます。本日、タービン建屋の循環水系配管からの溢水防止対策工事が計画どおり進んでいることを確認した。今後も計画どおり工事を進めてもらいたい。」「防波壁設置工事の点検結果について、点検基準を満足していることを確認した。12月に防波壁の設置が完了すると聞いている。最後まで安全管理に留意し、着実に工事を進めてもらいたい。」との講評をいただきました。

御前崎市から、「冷却水の重要性と溢水した場合の影響については、静岡県からの発言のとおりであり、溢水防止対策は発電所にとって、重要な対策であると考えます。このため、今後も確実に対策を進めてもらいたい。また、本対策について、市民の安心に繋がるPRをお願いしたい。」との講評をいただきました。

また、静岡県から、「1月度は、1月21日に点検実施予定である。」旨の連絡がありました。



循環水系からタービン建屋内への溢水防止対策
(隔離機能の追加)点検の様子



防波壁設置工事点検の様子

※1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。

※2 発電所の沖合約600mから取水した海水をポンプで主復水器へ送り、主復水器の冷却水として使用するための系統です。復水器を出た海水は、放水路を経て放水口より海へ放水します。

(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)でご覧いただけます)

以上